

育児休業に代わる勤務時間短縮措置の 対象範囲拡大について

大成設備株式会社

当社は、育児や介護を抱えながら働く従業員への支援推進を目的として、「育児休業に代わる勤務時間措置の対象範囲」を拡大いたしました。今回の見直しは、育児休業・介護休業等育児または介護を行う労働者の福祉に関する法律および次世代育成支援対策推進法の一部改正（令和7年4月施行予定）を受け、より柔軟な働き方を実現すべく、下記のとおり施策を実施する運びとなりました。

今後も、従業員がそれぞれのライフステージで最大限能力を発揮し、いきいきと安心して働ける職場環境づくりを積極的に進めてまいります。

1. 主な変更内容

◆育児休業に代わる勤務時間措置の対象となる子の範囲拡大

<変更前>	<変更後>
3歳から小学校3年生まで	3歳から小学校6年生まで

※現行の当社制度においても法改正の基準を満たしておりますが、社員の働きやすさ向上を目指し、法定を上回るよう内容の充実を図りました。

◆実施期日

2024年7月1日

<本件に関するお問合せ先>

大成設備株式会社 管理本部 総務部 TEL：03-6302-0150